

令和7年度ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務における企画提案募集要領

1 業務の名称

令和7年度ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務

2 業務の目的及び内容

令和7年度ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに

3 経費上限額

990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ 応募に要する経費は含みません。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、見積を依頼する予定です。

4 企画提案採用数

1件

5 契約期間（見込み）

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ・ 破産手続開始決定を受け復権していない者でないこと
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・ 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・ 当該業務を的確に遂行する体制ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

7 スケジュール

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 応募期限 | 令和7年6月20日（金）午後5時 必着 |
| (2) 審査会 | 令和7年6月下旬（書類審査） |
| (3) 結果通知 | 令和7年7月上旬 |
| （参考）結果通知後の予定 | |
| ・ 見積依頼 | 令和7年7月上旬 |
| ・ 契約 | 令和7年7月中旬 |

8 質問受付

応募を予定している事業者から、次のとおり質問を電子メールで受け付けます。

- | | |
|----------|---|
| (1) 質問様式 | 質問書（様式1） |
| (2) 受付期間 | 令和7年6月17日（火）午後5時 必着 |
| (3) 提出先 | E-mail : nouseika@pref.gunma.lg.jp
群馬県農政部農政課有機・中山間係 宛
※件名を「【質問】ぐんま農泊体験ツアー業務」としてください。
※質問書を提出した際は、必ず電話にて連絡願います。
〔電話〕027-898-3641（直通） |

9 応募の手続き等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 提出書類 | |
| ア 企画提案書（様式2） | |

1部

- イ 企画提案書本体（任意様式、一括印刷可能な PDF とすること） 1 部
 ウ 業務執行体制表（様式 3） 1 部
 「2 類似業務の主な実績」には、過去に類似の制作物の制作実績がある場合に記載してください（3 点まで）。なお、事例は今回の委託業務担当予定者が制作したものに限り
 ます。「3 執行体制」には、制作業務に携わる技術者の体制を記載してください。
- エ 経費見積書（任意様式、一括印刷可能な PDF とすること） 1 部
 見積書の内訳には各経費の単価・数量、消費税及び地方消費税額を明記してください。
- オ 決算書の写し（*） 1 部
 カ 法人登記簿謄本の写し（3 ヶ月以内に発行されたもの）（*） 1 部
 キ 会社概要（パンフレット等）（*） 1 部
 ク 誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）（様式 4） 1 部
 ケ 課税（免税）事業者届出書（様式 5） 1 部
 コ その他、必要な資料（任意） 1 部
 ※ （*）印の付いた書類については、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。
- (2) 提出方法 下記（4）の提出先あて、電子メール（上記（1）の各電子データを添付のこと）により提出してください。
- (3) 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時 必着
- (4) 提出先 **【E-mail】 nouseika@pref.gunma.lg.jp**
 群馬県農政部農政課有機・中山間係 宛
 ※件名を「【企画提出】ぐんま農泊体験ツアー業務」としてください。
 ※提出した際は、必ず連絡願います。
 [電話] 027-898-3641（直通）
- (5) 書類の取扱い
- 提出された応募書類等は返却しません。
 - 提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- (6) その他
- 応募書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とします。
 - 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
 - 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にします。
 - 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡してください。

10 審査

提出された書類に基づき以下の項目を審査し、採用する企画提案（者）を選定します。

- (1) 審査項目
 審査項目及び審査の視点は次のとおりです。
- ・【企画構成】：仕様を満たす内容か、参加者に対し、農泊の魅力が伝わるプランであるか
 - ・【業務執行体制】：実現可能なスケジュールであるか、適切な執行体制か
 - ・【経費見積】：適切な積算（項目・仕様・単価）に基づき、事業費の増加が生じないか
- (2) 審査会 令和 7 年 6 月下旬予定
 審査にあたり、オンラインでの質疑応答を行う場合があります。
 詳細については、応募受付後に連絡します。
- (3) 審査結果
- ・審査結果は、採否に関わらず、令和 7 年 7 月上旬に、すべての応募事業者に対し、メールにて通知します。
 - ・審査結果の詳細については、応募事業者からの個別の問い合わせに対し、応募者数及び当該事業者の順位のみを回答します。
 - ・優先交渉者事業者名は、県ホームページ上で公表します。

11 その他

- ・前項 9 において選定された者を、委託契約における優先交渉者とします。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。